

仕 様 書

- 1 件 名 令和7年度働き方改革・生産性向上支援事業 普及啓発業務委託
- 2 目 的 市内企業や関係団体等を対象として、働き方改革・生産性向上等に対する意識醸成を図るためのセミナー・相談会を3回程度開催する。また、川崎市の働き方改革・生産性向上支援に係る施策等を活用し、働き方改革や生産性向上に成果を上げた市内中小企業の実績や事業成果を紹介する事例及び令和6年度の表彰事業者の実績等を紹介する冊子を作成するとともに、ホームページ等で事例紹介等広報を行う。
- 3 納入場所 川崎市産業振興会館7階及び川崎市役所
- 4 納入期限 令和8年3月13日(金)

5 業務内容

(1) 働き方改革・生産性向上に資するセミナーの開催事業

市内企業や関係団体等を対象として、働き方改革・生産性向上等に対する意識醸成を図るためのセミナー・相談会を開催する。なお、セミナーのうち1回は勤労者向けの働きやすい職場環境づくりをテーマとして開催するものとする。

- (ア) 開催期日 令和7年7月から令和8年2月末まで
- (イ) 開催回数 3回程度
- (ウ) 開催方法 現地及びオンラインのハイブリッド開催とする。
- (エ) 開催場所 川崎市内（会場は川崎市関係施設で費用負担はないものとする）
- (オ) 定員 50名～100名程度
- (カ) 参加費 無料
- (キ) 業務内容

- ・セミナー開催に係る業務全般
 - ・講師との連絡調整、事務局業務、広報、会場設営・運営、資料調製等
- ※講師謝金の支払いを含む。

※広報はチラシ作成を含む。（仕様は、A4、コート紙、両面印刷（表4色裏1色）、部数は各500部とする。）

- (ク) その他事業実施に必要な業務

(2) 取組事例を紹介する冊子制作業務

川崎市の支援事業等を活用し、働き方改革（育児休業取得等）や生産性向上（設備導入・デジタル化等）に成果を上げた市内中小企業の取組や事業成果を紹介する事例及び令和6年度の表彰事業者の取組等を紹介する冊子を作成する

(ア) 冊子デザイン、レイアウトの作成

表紙デザインの作成、各ページレイアウトの作成（各ページ共通）

(イ) 冊子原稿の作成

- ・事例集掲載企業へのヒアリング
- ・ヒアリング事項のまとめ及び掲載記事作成・掲載企業への確認
- ・本市の働き方改革・生産性向上関連の支援事業紹介記事の作成
- ・令和6年度働き方改革・生産性向上表彰事業者の紹介記事作成
- ・その他発注者が必要とする内容

(ウ) 冊子仕様

- ・部数 1,000 部
- ・規格 36 ページ程度（中綴じ）、全頁4色、A4サイズ

(3) 働き方改革・生産性向上推進事業 HP の管理・運営

(ア) 業務内容

川崎市が働き方改革・生産性向上支援のために行う事業等について、広く周知するための HP (<https://kawasaki-seisansei.com/>) について、サーバーの維持・管理・運営及び随時依頼に基づきコンテンツの作成等を行う。

- ・上記HPの管理運営に必要なデータ等は適宜、財団から提供を行う
- ・本委託事業の終了後、サーバーの移行が可能な状態で、財団に提供を行う

(イ) ウェブアクセシビリティの確保について

委託者及び受託者で協議の上、JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠するよう既存ページの改善を含め、ウェブアクセシビリティの確保に努めること。なお、本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン - 2021 年 4 月版」(URL: <https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>) で定められた表記による。

6 その他

(1) 本件成果物及び本件業務遂行に伴い生じた知的財産（以下「本件成果物等」という。）に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者の受託者に対する委託料の支払いが完了した時点で、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、委託者に帰属する。なお、かかる受託者から委託者への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

- (2)委託者及び受託者は、本契約に従った本件成果物等の利用について、他の当事者及び正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。
- (3)冊子原稿、コンテンツデータ類は電子媒体（CD-ROM等）としても提出すること。
- (4)本業務の実施にあたって再委託を行う場合は、事前に発注者と協議のうえ承認を得ること。
- (5)業務により知り得た情報については発注者の許可なく外部に漏らしてはならない。
- (6)業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項が生じた場合は発注者と受注者で協議を行うものとする。
- (7)受注者の責任に起因する問題が発生した場合は、受注者が自己責任においてこれを修復するものとする。
- (8)この仕様書の内容は受注者と協議のうえ、変更することがある。

以上